

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小樽市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

小樽市長

公表日

令和5年4月3日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 税務システム
システム7		
①システムの名称	統合宛名システム	
②システムの機能	1. 宛名情報等の管理機能 宛名情報等を統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する機能 2. 既存システムとの連携機能 各事務システムからの要求に基づき、個人番号、又は統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する機能 3. 宛名番号付番機能 統合宛名番号が未登録の個人について、新規に統合宛名番号を付番する機能、また、各事務システムからの統合宛名番号要求に対し、統合宛名番号を付番し各事務システム及び中間サーバに対し返却する機能 4. 中間サーバーとの連携機能 中間サーバー、又は中間サーバー接続端末からの要求に基づき、統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する機能	
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> その他 (中間サーバー)	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 税務システム
3. 特定個人情報ファイル名		
個人住民税ファイル		
4. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報照会> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 <情報提供> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の3、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3	
6. 評価実施機関における担当部署		
①部署	財政部 市民税課、納税課	
②所属長の役職名	市民税課長、納税課長	
7. 他の評価実施機関		
-		

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	個人住民税の納税義務者、控除対象配偶者、扶養親族
その必要性	個人住民税の賦課を行うに当たり、納税義務者、控除対象配偶者、扶養親族を正確に把握することが必要であるため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (社会保険料の納入状況)
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、個人番号対応符号、その他識別情報: 課税対象者を正確に特定するために保有 ・4情報、その他住民票関係情報: 正確な賦課及び所得控除対象者の特定など公平な賦課のために保有 ・国税関係情報: 個人住民税の賦課資料とするために保有 ・地方税関係情報: 課税対象者の課税状況を管理するために保有 ・障害者福祉関係情報: 障害者控除の適用を確認するために保有 ・生活保護・社会福祉関係情報: 生活保護受給による非課税対象者の特定のために保有 ・年金関係情報: 個人住民税の賦課及び年金特徴税額の計算のために保有 ・その他: 所得控除(社会保険料控除)の確認のために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	財政部市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (生活環境部戸籍住民課、福祉保険部福祉総合相談室(障害福祉グループ)、生活支援第1課・第2課、保険年金課、介護保険課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (税務署(国税庁)、厚生労働省(日本年金機構)、共済組合等(日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合若しくは全国市町村職員共済組合連合会をいう。以下同じ。)) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (情報提供ネットワークシステムを通じて他市町村から入手) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構を除く。)) <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (LG-WAN回線による。)	
③使用目的 ※	公平、正確な個人住民税額の算出のため	
④使用の主体	使用部署	財政部市民税課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		I 個人住民税の賦課決定に係る事務 ・個人住民税の賦課資料として使用する。 ・課税資料と納税義務者を正確に紐つけるために使用する。 ・障害者控除適用の確認のために使用する。 ・控除対象配偶者や扶養親族、社会保険料控除となる健康保険料等の収納状況を把握するために使用する。 ・生活保護受給による非課税措置のために使用する。 ・納税通知書の発送のために使用する。 II 証明書の発行に係る業務 ・所得・課税証明書等の発行のために使用する。
	情報の突合	・課税資料と納税義務者を突合して所得情報や各種所得控除内容等を確認する。 ・障害者情報と申告情報を突合して所得控除内容を確認する。 ・生活保護情報と納税義務者情報を突合して非課税措置対象者を確認する。 ・社会保険料納入状況と納税義務者情報を突合して所得控除を算定する。 ・納税義務者と宛名情報を突合して納税通知書の送付先を決定する。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する] <input type="checkbox"/> 委託しない (1) 件	
委託事項1	システムの運用保守	
①委託内容	システムの運用保守	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 	
③委託先名	日本電気株式会社北海道支社	
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する] <input type="checkbox"/> 再委託しない <選択肢>
	⑤再委託の許諾方法	委託先は、本業務の個人情報を取り扱う業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、個人情報を取り扱う業務の着手前に、書面により再委託する旨を申請し、その承認を得なければならない。
	⑥再委託事項	システムの運用保守

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている (63) 件 <input checked="" type="checkbox"/> 移転を行っている (11) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号及び別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2
②提供先における用途	番号法別表第2に定める各事務(別紙1参照)
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	随時
提供先2	給与支払報告書を提出した給与特別徴収を行う事業者
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	給与から個人住民税の特別徴収を行うため
③提供する情報	給与から特別徴収をする個人住民税税額
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特別徴収の対象となる給与所得者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (LG-WAN回線による)
⑦時期・頻度	当初課税(5月)及び更正時(概ね月2回)
提供先3	日本年金機構等公的年金からの特別徴収を行う年金保険者
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	公的年金から個人住民税の特別徴収を行うため
③提供する情報	公的年金から特別徴収をする個人住民税額
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特別徴収の対象となる年金受給者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (LG-WAN回線による)
⑦時期・頻度	当初課税(7月)及び更正時(月1回)

提供先4	国税庁長官
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
②提供先における用途	国税に関する調査
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時
移転先1	財政部 納税課
①法令上の根拠	番号法第9条 別表第1の16の項
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時
移転先2	福祉保険部 保険年金課
①法令上の根拠	番号法第9条 別表第1の30の項
②移転先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時

移転先3	福祉保険部 介護保険課
①法令上の根拠	番号法第9条 別表第1の68の項
②移転先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先4	福祉保険部 保険年金課
①法令上の根拠	番号法第9条 別表第1の59の項
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第125条第1項の高齢者保健事業若しくは同条第5項の事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先5	福祉保険部 保険収納課
①法令上の根拠	番号法第9条 別表第1の30、59、68の項
②移転先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの、高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第125条第1項の高齢者保健事業若しくは同条第5項の事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの、介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時

移転先9	福祉保険部 福祉総合相談室(福祉総務グループ)	
①法令上の根拠	番号法第9条 別表第1の84の項	
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	個人住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
移転先10	建設部 建築住宅課	
①法令上の根拠	番号法第9条 別表第1の19の項	
②移転先における用途	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	個人住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
移転先11	保健所 保健総務課	
①法令上の根拠	番号法第9条 別表第1の10の項	
②移転先における用途	予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	個人住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

＜小樽市における措置＞

特定個人情報は外部のデータセンターに設置したサーバー内に保管しており、サーバー室への入室を厳重に管理する。

サーバーへのアクセスは、ID/パスワードと静脈による二要素の認証を必要とするネットワークへのアクセスを経たのち、更に別のID/パスワードによる認証を必要とする。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける保管措置＞

① 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。

② 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける消去措置＞

① 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。

② ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。

7. 備考

—

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

<課税台帳>

1. 個人番号、2. 賦課年度、3. 履歴表示、4. 異動年月日、5. 徴収区分、6. 異動理由、7. 申告資料区分、8. 扶養者名、9. 宛名番号、10. 世帯番号、11. 世帯識別、12. 漢字氏名、13. カナ氏名、14. 生年月日、15. 住所、16. 性別、17. 町丁コード、18. 年齢、19. 事業所番号、20. 事業所名称、21. 受給者番号、22. 所得項目、23. 所得金額、24. 所得税額、25. 合計所得金額、26. 総所得金額等、27. 控除項目、28. 控除金額、29. 控除合計、30. 課税標準額、31. 市民税所得割(控除前)、32. 道民税所得割(控除前)、33. 税額控除項目、34. 市民税所得割(控除後)、35. 道民税所得割(控除後)、36. 市民税均等割、37. 道民税均等割、38. 市民税年額、39. 道民税年額、40. 合計年税額、41. 控除対象配偶者有フラグ、42. 控除対象配偶者無フラグ、43. 控除対象配偶者老人フラグ、44. 扶養人数(特定)、45. 扶養人数(老人)、46. 扶養人数(同居老人)、47. 扶養人数(その他)、48. 扶養人数(16未満)、49. 扶養人数(特別障害)、50. 扶養人数(同居特別障害)、51. 扶養人数(普通障害)、52. 本人該当(夫有)、53. 本人該当(未成年)、54. 本人該当(特別障害)、55. 本人該当(普通障害)、56. 本人該当(老年人)、57. 本人該当(寡婦(一般))、58. 本人該当(寡婦(特別))、59. 本人該当(寡夫)、60. 本人該当(勤労学生)、61. 専従者(配偶者)、62. 専従者(その他)、63. 非課税理由、64. 備考、65. 軽減免前所得割(市民税)、66. 軽減免前所得割(道民税)、67. 減免前所得割(市民税)、68. 減免前所得割(道民税)、69. 軽減免後所得割(市民税)、70. 軽減免後所得割(道民税)、71. 軽減免前均等割(市民税)、72. 軽減免前均等割(道民税)、73. 均等割軽減額(市民税)、74. 減免前均等割(市民税)、75. 減免前均等割(道民税)、76. 軽減免後均等割(市民税)、77. 軽減免後均等割(道民税)、78. 軽減理由、79. 減免理由、80. 均等割減免額、81. 所得割減免額、82. 年税額(軽減免後)、83. 給特終了月期、84. 給特開始月期、85. 給特徴収方法、86. 普徴終了月期、87. 普徴開始月期、88. 普徴徴収方法、89. 年特終了月期、90. 年特開始月期、91. 年特徴収方法、92. 年特中止区分、93. 年特新規/継続区分、94. 年特義務者、95. 年金種別、96. 翌年度仮徴収中止区分、97. 年税額、98. 年税額[内給特]、99. 年税額[内年特]、100. 確定税額、101. 確定税額[給特]、102. 確定税額[普徴]、103. 確定税額[年特]、104. 差引年税額、105. 給特月期別確定額、106. 給特月期別事業所番号、107. 普徴月期別確定額、108. 年特月期別確定額、109. 年特月期別仮徴収額、110. 通知書発行日、111. 給特月期別充当額、112. 普徴月期別充当額、113. 控除不足額、114. 還付充当可能額、115. 給年所得算出税額、116. 公年所得算出税額、117. 付箋情報

<課税資料>

118. 個人番号、119. 世帯番号、120. 世帯識別、121. カナ氏名、122. 漢字氏名、123. 生年月日、124. 性別、125. 住所、126. 町丁コード、127. 年齢、128. 異動年月日、129. 異動理由、130. 整理番号、131. 受給者番号、132. 登録区分、133. 年末調整済フラグ、134. 支払金額、135. 給与所得控除後の金額、136. 所得控除の額の合計額、137. 源泉徴収税額、138. 控除対象配偶者有フラグ、139. 控除対象配偶者無フラグ、140. 控除対象配偶者老人フラグ、141. 配偶者特別控除の額、142. 扶養人数(特定)、143. 扶養人数(老人)、144. 扶養人数(同居老人)、145. 扶養人数(その他)、146. 扶養人数(特別障害)、147. 扶養人数(同居特別障害)、148. 扶養人数(普通障害)、149. 社会保険料等の金額、150. 生命保険料の控除額、151. 地震保険料の控除額、152. 住宅借入金等特別控除の額、153. 摘要、154. 住宅借入金等特別控除(入居日)、155. 住宅借入金等特別控除(可能額)、156. 住宅借入金等特別控除(申告フラグ)、157. 住宅借入金等特別控除(見込額)、158. 国民年金保険等の金額、159. 配偶者の合計所得、160. 新生命保険料の金額、161. 旧生命保険料の金額、162. 介護医療保険料の金額、163. 新個人年金保険料の金額、164. 旧個人年金保険料の金額、165. 旧長期損害保険料の金額、166. 前職事業所番号、167. 前職事業所名称、168. 前職事業所支払金額、169. 扶養人数(16未満)、170. 未成年フラグ、171. 外国人フラグ、172. 死亡退フラグ、173. 災害者フラグ、174. 乙欄フラグ、175. 本人該当(特別障害)、176. 本人該当(普通障害)、177. 老年人フラグ、178. 寡婦(一般)フラグ、179. 寡婦(特別)フラグ、180. 寡夫フラグ、181. 勤労学生フラグ、182. 中途職・退職年月日、183. 専従者フラグ、184. 前職合フラグ、185. 非合算フラグ、186. 徴収区分、187. 支払者事業所番号、188. 支払者名称、189. 支払者所在地、190. 支払者特普区分、191. 支払者納税者ID、192. 支払者利用者ID、193. 宛名番号、194. 非居住フラグ、195. 連携番号、196. 寄付金通知年月日、197. 合計寄附金額、198. 寄附先自治体名、199. 支払医療費

<扶養情報>

200. 賦課年度、201. 個人番号、202. 世帯番号、203. 世帯識別、204. 漢字氏名、205. カナ氏名、206. 生年月日、207. 性別、208. 住所、209. 町丁コード、210. 年齢、211. 控除対象配偶者有フラグ、212. 控除対象配偶者無フラグ、213. 控除対象配偶者老人フラグ、214. 控除対象配偶者特別障害フラグ、215. 扶養人数(特定)、216. 扶養人数(老人)、217. 扶養人数(同居老人)、218. 扶養人数(その他)、219. 扶養人数(16未満)、220. 扶養人数(特別障害)、221. 扶養人数(同居特別障害)、222. 扶養人数(普通障害)、223. 世帯員(扶養該当フラグ)、224. 世帯員(控除対象配偶者フラグ)、225. 世帯員(1/1フラグ)、226. 世帯員(個人番号)、227. 世帯員(宛名番号)、228. 世帯員(漢字氏名)、229. 世帯員(続柄)、230. 世帯員(性別)、231. 世帯員(生年月日)、232. 世帯員(年齢)、233. 世帯員(扶養者名)、234. 世帯員(合計所得)、235. 世帯員(扶養区分)、236. 世帯員(障害区分)、237. 世帯員(専従控除)、238. 世帯員(専従フラグ)、239. 世帯員(状態区分)、240. 世帯員(住民でなくなった日)、241. 世帯員(前年度情報)、242. 宛名番号、243. 資料記載個人番号、244. 資料記載氏名、245. 資料記載備考

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・納税義務者の住民税申告書を受理する際に、本人以外の情報が記入されていないか、また、必要最小限の所得、所得控除情報以外の情報が記入されていないかチェックを行う。 ・他の機関や庁内連携においても、納税義務者及びその世帯以外の情報は入手しない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・個人住民税システムには、納税義務者及び控除対象配偶者、扶養親族以外の情報は保有しない。 ・庁内連携される情報については、個人住民税賦課に必要な最小限のもの(宛名、生活保護、障害認定、健康保険料等収納状況)に限る。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・個人住民税システムにアクセスできる者を限定し、ID及びパスワード認証により制限されている。
その他の措置の内容	・パスワードを定期的に変更している。 ・ログイン情報を記録し、操作者の特定を可能としている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)等の遵守について規定 ・特定の従事者以外の者が当該個人情報にアクセスすることがないよう規定 ・個人情報に係る秘密の保持、収集の制限、安全確保、作業場所の特定、利用及び提供の制限、複写又は複製の禁止、再委託の禁止、資料等の返還、従事者への研修、事故報告、取扱記録の作成、運搬方法について規定
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	許可の無い再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び個人情報保護法の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、規定の範囲内において特定個人情報の提供・移転を行う。		
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
-			
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することとなる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法別表第2及び第19条第17号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2： 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

＜不適切な方法で提供されるリスクに対する中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞
 ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。
 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。
 ＜不適切な方法で提供されるリスクに対する中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞
 ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。
 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。
 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。
 ＜誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスクに対する中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞
 ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。
 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。
 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。
 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。
 ＜その他のリスク及びそのリスクに対する中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞
 ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。
 ＜その他のリスク及びそのリスクに対する中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞
 ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
その他の措置の内容	・ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置する。 ・コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入する。 ・OSには随時セキュリティパッチ適用を実施する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

＜業務システムの運用における措置＞
 個人情報保護法のほか、小樽市が保有する情報資産を保護するための対策方針として「小樽市情報セキュリティポリシー」を策定しており、情報の漏洩や紛失、盗難あるいはネットワークへの不正侵入等の脅威から、情報資産を守るための対策を講じている。
 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞
 ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。
 ②中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。
 ③中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。
 ④導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

8. 監査

実施の有無 [] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	＜小樽市における措置＞ ①個人住民税システムを扱う職員に対し、個人情報の保護について課内研修を実施している。 ②違反行為を行った者に対しては、当該職員等のネットワーク又は情報システムを使用する権利を停止あるいは剥奪することができるほか、罰則規定を設けている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。

10. その他のリスク対策

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞
 ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。
 ②運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。
 ③中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号047-8660 小樽市花園2丁目12番1号 小樽市総務部総務課情報公開担当 電話0134-32-4111 内線421
②請求方法	個人情報保護法及び小樽市個人情報保護法施行細則の規定に基づき、指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号047-8660 小樽市花園2丁目12番1号 小樽市総務部総務課情報公開担当 電話0134-32-4111 内線421
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年1月31日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月28日	I-6②所属長	市民税課長事務取扱 税務長 高谷 研司	市民税課長 笹田 泰生	事後	人事異動に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
平成29年5月31日	I-6②所属長	市民税課長 笹田 泰生	市民税課長 進藤 広典	事後	人事異動に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
平成29年12月1日	I-1②事務の内容	・確定申告書、市民税・道民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、配当・報酬に係る支払調書などの各種課税資料を取得する。	・確定申告書、市民税・道民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、配当・報酬に係る支払調書、市民税・道民税寄附金税額控除に係る申告特例通知書などの各種課税資料を取得する。	事後	精査による。
平成29年12月1日	I-2システム1②システムの機能	・確定申告書、市民税・道民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、配当・報酬に係る支払調書などの各種課税資料を取り込む。	・確定申告書、市民税・道民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、配当・報酬に係る支払調書、市民税・道民税寄附金税額控除に係る申告特例通知書などの各種課税資料を取り込む。	事後	精査による。
平成29年12月1日	I-2システム2②システムの機能	(項目追加)	・他市町村から住民登録外課税通知を受信する。 ・他市町村へ住民登録外課税通知を送信する。	事後	精査による。
平成29年12月1日	I-2システム3②システムの機能	・他市町村分へ回送する確定申告書データを作成する。	(削除)	事後	精査による。
平成29年12月1日	I-2システム5②システムの機能	(項目追加)	・納税義務者からの申告に基づき市民税申告書を作成する。	事後	精査による。

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月1日	I-2システム6②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 ・情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 ・情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 ・既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 ・情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 ・情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能 4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能 	事後	精査による。

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月1日	I-2システム6②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 ・セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS 配信マスター情報を管理する。 ・職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 ・システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能 8. セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS 配信マスター情報を管理する機能 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能 10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除、機関別設定情報の管理を行う機能 11. 自己情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して自己情報に対する提供の求めを受領し、当該の個人情報(連携情報)及び自己情報提供用添付ファイルの提供を行う機能 12. お知らせ機能 お知らせ情報提供対象へのお知らせ情報の送信依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して、お知らせ情報の提供を行う。また、お知らせ情報提供対象者へ提供したお知らせ情報に対する状況確認依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して回答結果の受領を行う機能 	事後	精査による。
平成29年12月1日	I-4法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1の16の項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条 	事後	法令上の根拠明示

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月1日	I-5②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項	<p><情報照会></p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の27の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 <p><情報提供></p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 	事後	法令の改正に伴う変更 法令上の根拠明示
平成29年12月1日	II-5提供・移転の有無	[○]提供を行っている(59件)[○]移転を行っている(10件)	[○]提供を行っている(61件)[○]移転を行っている(11件)	事後	法令の改正に伴う変更 組織改編に伴う変更
平成29年12月1日	II-5提供先4①法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	法令の改正に伴う変更
平成29年12月1日	II-5移転先2②移転先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令の改正に伴う変更
平成29年12月1日	II-5移転先4②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令の改正に伴う変更

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月1日	Ⅱ-5移転先5②移転先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの、介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの、高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの、高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの、介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令の改正に伴う変更 項順整理による
平成29年12月1日	Ⅱ-5 移転先6	福祉部 子育て支援課 ①法令上の根拠 番号法第9条 別表第1の8、37、56の項 ②移転先における用途 ・児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ・児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ・児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	福祉部 子育て支援室 こども育成課 ①法令上の根拠 番号法第9条 別表第1の8の項 ②移転先における用途 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	組織改編に伴う変更

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月1日	Ⅱ-5 移転先7～11	移転先7 (略) 移転先8 (略) 移転先9 (略) 移転先10 (略) (移転先11 記載なし)	移転先7から移転先10までをそれぞれ移転先8から移転先11とし、移転先11を保健所 保健総務課とする。また、移転先6の次に移転先7として、次のように加える。 福祉部 子育て支援室 こども福祉課 ①法令上の根拠 番号法第9条 別表第1の37、56の項 ②移転先における用途 ・児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ・児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③移転する情報 個人住民税関係情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 [1万人以上10万人未満] ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 個人住民税の納税義務者 ⑥移転方法 [○]庁内連携システム ⑦時期・頻度 随時	事後	組織改編に伴う変更 精査による。
平成29年12月1日	Ⅱ-5 提供先1 別紙1 別表第2の項番 8の行	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	法令の改正に伴う変更
平成29年12月1日	Ⅱ-5 提供先1 別紙1	(記載なし)	別表第2の項番 37の行の次に以下のように追加する。 (別表第2の項番の欄)38 (情報照会者の欄)都道府県教育委員会又は市町村教育委員会 (事務の欄)学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令の改正に伴う変更
平成29年12月1日	Ⅱ-5 提供先1 別紙1	(記載なし)	別表第2の項番 84の行の次に以下のように追加する。 (別表第2の項番の欄)85の2 (情報照会者の欄)特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長 (事務の欄)特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令の改正に伴う変更

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月1日	Ⅱ-6保管場所	<p><小樽市における措置> 入室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管し、サーバーへのアクセスは、ID/パスワードによる認証を必要としている。</p>	<p><小樽市における措置> 特定個人情報は外部のデータセンターに設置したサーバー内に保管しており、サーバー室への入室を厳重に管理する。 サーバーへのアクセスは、ID/パスワードと静脈による二要素の認証を必要とするネットワークへのアクセスを経たのち、更に別のID/パスワードによる認証を必要とする。</p>	事後	ネットワークのセキュリティ強化に伴う認証方法等の変更
平成29年12月1日	別添1 特定個人情報ファイル記録項目	<p><課税台帳> 80均等割軽減 <課税資料> (略) <扶養情報> (略)</p>	<p>項目80.均等割減免額 項目193から項目234までをそれぞれ項目200から項目241とし、項目192の次に項目193から項目199として、次のように加える。</p> <p>193.宛名番号、194.非居住フラグ、195.連携番号、196.寄付金通知年月日、197.合計寄附金額、198.寄附先自治体名、199.支払医療費</p> <p>項目241の次に項目242から項目245として、次のように加える。</p> <p>242.宛名番号、243.資料記載個人番号、244.資料記載氏名、245.資料記載備考</p>	事後	精査による。
平成29年12月1日	Ⅲ-6リスク1 リスクに対する措置の内容	第19条第14号	第19条第15号	事後	法令の改正に伴う変更

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月1日	Ⅲ-10	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p> <p>②運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</p> <p>④中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p> <p>⑤中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p> <p>②運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	事後	精査による。
平成31年3月15日	I-2システム7②システムの機能	<p>4. 中間サーバとの連携機能</p> <p>中間サーバ、又は中間サーバ端末からの要求に基づき、統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する機能</p>	<p>4. 中間サーバーとの連携機能</p> <p>中間サーバー、又は中間サーバー接続端末からの要求に基づき、統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する機能</p>	事後	精査による。
平成31年3月15日	I-5②法令上の根拠	<p><情報提供></p> <p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の</p> <p>1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の</p> <p>2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項</p>	<p><情報提供></p> <p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の</p> <p>1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の</p> <p>2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項</p>	事後	法令の改正に伴う変更
平成31年3月15日	I-6②所属長の役職名	市民税課長 進藤 広典	市民税課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
平成31年3月15日	Ⅲ-6リスク1 リスクに対する措置の内容	第19条第15号	第19条第16号	事後	法令の改正に伴う変更
令和2年1月31日	I-2システム4②システムの機能	(項目追加)	<ul style="list-style-type: none"> ・他市町村から寄附金税額控除にかかる特例申請書を受信する。 ・他市町村へ寄附金税額控除にかかる特例申請書を送信する。 	事後	精査による。

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月31日	I-5②法令上の根拠	<p>〈情報提供〉</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3</p>	<p>〈情報提供〉</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の3</p>	事後	法令の改正に伴う変更
令和2年1月31日	II-5提供・移転の有無	[○]提供を行っている(61件)	[○]提供を行っている(63件)	事後	法令の改正に伴う変更
令和2年1月31日	II-5移転先1②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令の改正に伴う変更
令和2年1月31日	II-5移転先4②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第125条第1項の高齢者保健事業若しくは同条第5項の事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令の改正に伴う変更
令和2年1月31日	II-5移転先5②移転先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの、高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの、介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの、高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第125条第1項の高齢者保健事業若しくは同条第5項の事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの、介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令の改正に伴う変更

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月31日	Ⅱ-5移転先8②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令の改正に伴う変更
令和2年1月31日	V-1①実施日	平成27年1月15日	令和2年1月31日	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和3年11月4日	I-5②法令上の根拠	<p><情報照会></p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の27の項 <p><情報提供></p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の3 	<p><情報照会></p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の27の項 <p><情報提供></p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120,121の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の3、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3 	事後	法令改正による。
令和3年11月4日	Ⅱ-3①入手元	生活環境部戸籍住民課、福祉部障害福祉課・生活支援課、医療保険部国保年金課・介護保険課・後期高齢・福祉医療課	生活環境部戸籍住民課、福祉保険部福祉総合相談室(障害福祉グループ)、生活支援第1課・第2課、保険年金課、介護保険課	事後	法令改正による。
令和3年11月4日	Ⅱ-5提供先1	番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)	番号法第19条第8号及び別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)	事後	法令改正による。
令和3年11月4日	Ⅱ-5提供先1①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2	番号法第19条第8号 別表第2	事後	法令改正による。
令和3年11月4日	Ⅱ-5提供先4①法令上の根拠	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事後	法令改正による。

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月4日	Ⅱ-5移転先2	医療保険部 国保年金課	福祉保険部 保険年金課	事後	組織改革による。
令和3年11月4日	Ⅱ-5移転先3	医療保険部 介護保険課	福祉保険部 介護保険課	事後	組織改革による。
令和3年11月4日	Ⅱ-5移転先4	医療保険部 後期高齢・福祉医療課	福祉保険部 保険年金課	事後	組織改革による。
令和3年11月4日	Ⅱ-5移転先5	医療保険部 保険収納課	福祉保険部 保険収納課	事後	組織改革による。
令和3年11月4日	Ⅱ-5移転先6	福祉部 子育て支援室 子ども育成課	こども未来部 子育て支援課	事後	組織改革による。
令和3年11月4日	Ⅱ-5移転先7	福祉部 子育て支援室 こども福祉課	こども未来部 こども福祉課	事後	組織改革による。
令和3年11月4日	Ⅱ-5移転先8	福祉部 生活支援第1課、第2課	福祉保険部 生活支援第1課・第2課	事後	組織改革による。
令和3年11月4日	Ⅱ-5移転先9	福祉部 地域福祉課	福祉保険部 福祉総合相談室(福祉総務グループ)	事後	組織改革による。
令和3年11月4日	Ⅱ-5提供先1 別紙1	(別紙1) 番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者及び事務	(別紙1) 番号法第19条第8号及び別表第2に定める情報照会者及び事務	事後	法令改正による。
令和3年11月4日	Ⅱ-5提供先1 別紙1 別表第2の項番 20の行	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	精査による。
令和3年11月4日	Ⅱ-5提供先1 別紙1 別表第2の項番 71の行	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令改正による。
令和3年11月4日	Ⅱ-5提供先1 別紙1 別表第2の項番 106の行	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令改正による。
令和3年11月4日	Ⅱ-5提供先1 別紙1 別表第2の項番 116の行	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令改正による。

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月4日	Ⅱ-5提供先1 別紙1	(記載なし)	別表第2の項番 120の行の次に以下のように追加する。 (別表第2の項番の欄)121 (情報照会者の欄)公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等 (事務の欄)公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令改正による。
令和3年11月4日	Ⅲ-6リスク1 リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第16号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をもリスト化したもの。	(※2)番号法別表第2及び第19条第17号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	法令改正による。
令和4年12月27日	I-1②事務の内容	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による個人住民税の賦課等に伴う業務 ・個人住民税に係る納税義務者を抽出する。 ・確定申告書、市民税・道民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、配当・報酬に係る支払調書、市民税・道民税寄附金税額控除に係る申告特例通知書などの各種課税資料を取得する。 ・納税義務者の生活保護受給情報、障害情報、社会保険料納付情報を取得する(市外居住者については中間サーバを利用)。 ・控除対象配偶者、控除対象扶養親族の所得状況等を調査する(市外居住者については中間サーバを利用)。 ・課税資料等に基づき、個人住民税額を算出する。 ・納税義務者へ個人住民税額を通知する。 ・納税義務者の所得・課税証明書、所得証明書、納税証明書等を発行する。	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による個人住民税の賦課等に伴う業務 ・個人住民税に係る納税義務者を抽出する。 ・確定申告書、市民税・道民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、配当・報酬に係る支払調書、市民税・道民税寄附金税額控除に係る申告特例通知書などの各種課税資料を取得する。 ・納税義務者の生活保護受給情報、障害情報、社会保険料納付情報を取得する(市外居住者については中間サーバを利用)。 ・控除対象配偶者、控除対象扶養親族の所得状況等を調査する(市外居住者については中間サーバを利用)。 ・課税資料等に基づき、個人住民税額を算出する。 ・納税義務者へ個人住民税額を通知する。 ・納税義務者の所得・課税証明書、所得証明書、納税証明書等を発行する。 ・公金受取口座情報を利用する。	事前	公金受取口座情報を利用するため
令和4年12月27日	I-6①部署	財政部 市民税課	財政部 市民税課、納税課	事前	公金受取口座情報を利用するため
令和4年12月27日	I-6①所属長の役職名	市民税課長	市民税課長、納税課長	事前	公金受取口座情報を利用するため
令和5年4月3日	Ⅲ-4規定の内容	・小樽市個人情報保護条例等の遵守について規定	・個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)等の遵守について規定	事後	個人情報保護法の地方公共団体への適用による。

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月3日	Ⅲ－5ルール内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び小樽市個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、規定の範囲内において特定個人情報の提供・移転を行う。	番号法及び個人情報保護法の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、規定の範囲内において特定個人情報の提供・移転を行う。	事後	個人情報保護法の地方公共団体への適用による。
令和5年4月3日	Ⅲ－7特定個人情報の保護・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p><業務システムの運用における措置></p> <p>小樽市個人情報保護条例のほか、小樽市が保有する情報資産を保護するための対策方針として「小樽市情報セキュリティポリシー」を策定しており、情報の漏洩や紛失、盗難あるいはネットワークへの不正侵入等の脅威から、情報資産を守るための対策を講じている。</p>	<p><業務システムの運用における措置></p> <p>個人情報保護法のほか、小樽市が保有する情報資産を保護するための対策方針として「小樽市情報セキュリティポリシー」を策定しており、情報の漏洩や紛失、盗難あるいはネットワークへの不正侵入等の脅威から、情報資産を守るための対策を講じている。</p>	事後	個人情報保護法の地方公共団体への適用による。
令和5年4月3日	Ⅳ－1②請求方法	小樽市個人情報保護条例及び同条例施行規則の規定に基づき、指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。	個人情報保護法及び小樽市個人情報保護法施行細則の規定に基づき、指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。	事後	個人情報保護法の地方公共団体への適用による。